

## 映画・アニメの制作現場における取引の適正化に関する指針の公表について

令和 8 年 6 月 2 2 日  
内閣府知的財産戦略推進事務局  
公正取引委員会

アニメ・音楽・放送番組・映画・ゲーム・漫画といったコンテンツは、我が国の誇るべき財産であり、コンテンツ産業活性化戦略（令和6年6月21日閣議決定「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」において策定・明記）において、「我が国のクリエイターの創造性が最大限発揮される環境を整備する」、「映画・アニメの制作現場におけるクリエイターの取引環境に係る実態調査を行う」とされました。

これを踏まえ、公正取引委員会は、映画・アニメの制作に係る取引分野に関する実態調査をそれぞれ実施し、令和7年12月、「映画の制作現場におけるクリエイターの取引環境に係る実態調査報告書」及び「アニメの制作現場におけるクリエイターの取引環境に係る実態調査報告書」を公表しました。

その後、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（令和7年6月13日閣議決定）において、「調査結果を踏まえて、独占禁止法上の考え方を明確にする指針を策定する」とされました。

これを踏まえ、内閣府知的財産戦略推進事務局及び公正取引委員会は、独占禁止法、取適法及びフリーランス・事業者間取引適正化等法に照らして具体的な考え方を示す「映画の制作現場における取引の適正化に関する指針」及び「アニメの制作現場における取引の適正化に関する指針」を連名で策定しました。

事業者の皆様におかれましては、別紙1から別紙4の資料を御覧いただき取引の適正化に努めていただくとともに、御不明な点等がございましたら、別紙5の相談窓口まで御相談ください。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課取引調査室
	電話 03-3581-3372（直通）
ホームページ	<a href="https://www.jftc.go.jp/">https://www.jftc.go.jp/</a>